

平成 19年 10月 31日
総 長 裁 定
改正 平成 23年 12月 1日

東京大学喫煙対策宣言

喫煙は、健康に対して多大な負の影響を与え、肺癌を含む呼吸器疾患や循環器疾患など多くの疾病の原因である。加えて、喫煙は火災の主たる原因の一つでもある。また、これらの被害は喫煙者のみに限定されるだけでなく、非喫煙者の受動喫煙問題など、学内において活動する全ての人に及ぶものである。

東京大学は、非喫煙者がタバコの煙にさらされることのない環境を実現し、タバコを原因とする火災から大学の保有する資料並びに文化財などの後世に伝えるべき貴重な資産を守っていかなければならない。

そのため、東京大学喫煙対策基本方針を定め、東京大学における適切な喫煙対策を実施し、健康で安全な大学を目指して継続的な活動を行うものである。

東京大学喫煙対策基本方針

(キャンパス内の禁煙)

1. 東京大学のキャンパス内は、指定された喫煙場所を除き禁煙とする。

(喫煙場所)

2. 喫煙場所は、別途定める設置基準に基づき、受動喫煙防止措置及び防火措置を講じた上で、設置する。

3. 喫煙場所の設置又は変更は、環境安全本部の許可を得て、部局等が行う。

4. 環境安全本部は、喫煙場所の管理状況を監視し、利用状況を考慮して喫煙場所を漸次削減する。

(喫煙場所の管理)

5. 喫煙場所の管理は部局等が行い、その管理状況を環境安全本部に報告するものとし、環境安全本部はその管理状況を確認する。

(タバコの販売の禁止)

6. 東京大学の敷地内においてタバコの販売を禁止する。

(喫煙者対策)

7. 学内に禁煙外来を設置する等、禁煙を希望する喫煙者を積極的に支援する。

(喫煙対策基本方針の見直し)

8. 社会情勢等を勘案した上、必要に応じてこの基本方針の見直しを行う。